

様式第2号（第5条関係）

西尾市インターンシップに関する覚書

西尾市インターンシップ実施要綱第5条第3項の規定に基づき、西尾市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、次のとおりインターンシップに関する覚書を締結する。

（実習生の派遣及び受入）

第1条 乙は、別表に定める学生（以下「実習生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

（実習生の氏名等）

第2条 実習生の氏名、受入期間及び受入職場は別表のとおりとする。

（実習生の身分）

第3条 実習生は、乙の学生としての身分を有する。

（報酬等）

第4条 甲は、実習生に対して、報酬、手当、交通費その他一切の金品等を支給しない。

（守秘義務）

第5条 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。受入期間終了後も同様とする。

2 乙は、前項の規定による守秘義務の遵守について、監督責任を負うものとする。

3 実習生は、インターンシップの成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（実習に専念する義務）

第6条 実習生は、受入期間中、市民への対応、勤務態度等に細心の注意を払い、受入職場の指導担当職員の指示に従い、実習に専念しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第7条 実習生は、甲の信用を傷付け、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（災害時への対応）

第8条 甲の責めに帰さない事由により生じた受入期間中の実習生に係る災害及び受入職場への往復途上での災害に対しては、乙及び実習生の責任において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償への対応）

第9条 実習生は、受入期間中に故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合は、実習生が加入している賠償責任保険等にて対応し、乙は誠意をもってその解決に

当たらないなければならない。

(実習生の提出書類)

第10条 第5条から前条までの規定を遵守するため、乙は実習生に対して、甲への誓約書を事前に提出させなければならない。

2 実習生は、実習終了後1月以内にインターンシップに関する感想等をまとめた報告書(別記様式)を甲へ提出するものとする。

(打ち切り)

第11条 甲は、実習生が第5条から第9条までの規定に違反する行為を行った場合その他インターンシップの実施を継続し難い事由が生じた場合は、受入期間の途中でインターンシップを打ち切ることができる。

(その他)

第12条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 西尾市寄住町下田2番地
西尾市
西尾市長 中村 健 印

乙 所在地
名称
代表者名 印

別表

実習生氏名		
受入期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
受入時間		
受入職場	所在地	
	部課名	
	責任者	
受入条件	傷害保険及び賠償責任保険に加入	
市側連絡先	担当者	総合政策部人事課人事担当
	連絡先	TEL 0563-65-2152
学校側連絡先	担当者	
	連絡先	
その他特記事項		

別記様式

西尾市インターンシップ報告書

西尾市長

西尾市インターンシップに関する覚書第10条第2項に基づき、下記のとおり西尾市インターンシップ報告書を提出します。

記入年月日 年 月 日

ふりがな		男・女
氏名		
在学大学等	() 大学・大学院・専門学校 () 学科 () 年生	
実習期間及び所属	月 日～ 月 日 () 課 月 日～ 月 日 () 課 月 日～ 月 日 () 課 月 日～ 月 日 () 課 月 日～ 月 日 () 課	
実習の感想	(指導者の教え方) (実習を通じて感じたこと) (現時点における西尾市職員を志す意欲)	